

## 競争参加者の資格に関する公示

東京国立近代美術館フィルムセンター相模原分館収蔵庫増築設計業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格(以下「設計共同体としての資格」という。)を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成21年 9月 4日

独立行政法人国立美術館

分任契約担当役 東京国立近代美術館長 加茂川幸夫

### 1 業務概要

- (1) 業務名 東京国立近代美術館フィルムセンター相模原分館収蔵庫増築設計業務
- (2) 業務内容 本業務は、神奈川県相模原市高根3-1-4にある東京国立近代美術館フィルムセンター相模原分館の増築建設計画に係る建築、建築設備の基本・実施設計及び積算業務を行うものである。
- (3) 履行期限 平成22年3月30日

### 2 申請の時期

平成21年9月4日から平成21年9月16日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

なお、平成21年9月17日以降当該業務に係る技術提案書の提出の時まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)においても、随時、申請を受け付けるが、当該提出の時までに審査が終了せず、技術提案書を提出できないことがある。

### 3 申請の方法

#### (1) 申請書の入手方法

「競争参加資格審査申請書(建設コンサルタント業務)」(以下「申請書」という。)は、平成21年9月4日から東京国立近代美術館運営管理部会計担当係(東京都千代田区北の丸公園3-1)において設計共同体としての資格を得ようとする者に交付する。

#### (2) 申請書の提出方法

申請者は、申請書に 業務設計共同体協定書(4(4)の条件を満たすものに限る。)の写し及び共同体の各構成員が文部科学省における平成21・22年度設計・コンサルティング業務の競争参加資格の認定を受けている「競争参加資格認定通知書」の写しを添付し、持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)により提出すること。提出場所は(1)に示す申請書の交付場所に同じ。

#### (3) 申請書等の作成に用いる言語

申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

### 4 設計共同体としての資格及びその審査

次に掲げる条件を全て満たしている2者以上の者により構成される設計共同体であること。

独立行政法人国立美術館契約事務取扱細則第5条及び第6条の規定に該当しない者であること。

文部科学省における平成21・22年度設計・コンサルティングのうち「建築関係設計・施工管理業務」及び「建築設備関係設計・施工管理業務」の認定を受けている者であること。

ただし、設計共同体において建築関係業務のみを分担する者については、設計・コンサルティング業務資格のうち、「建築関係設計・施工管理業務」の認定を受けている者であることとし、建築設備関係業務のみを分担する者については、設計・コンサルティング業務資格のうち、「建築設備関係設計・施工管理業務」の認定を受けている者であることとする。

文部科学省から設計・コンサルティング業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。  
設計共同体において建築関係業務のみを分担する構成員については、建築士法（昭和25年5月24日法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。  
経営状況が健全であること。

不正又は不誠実な行為がないこと。

警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

設計共同体において建築関係業務のみを分担する構成員については、東京都又は神奈川県に本店、支店又は営業所が所在すること。

同一の者が2以上の設計共同体の構成員となっていないこと。

## (2) 業務形態

構成員の分担業務が、業務の内容により、業務設計共同体協定書において明らかであること。

一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことが、業務設計共同体協定書において明らかであること。

## (3) 代表者要件

構成員において決定された代表者が、業務設計共同体協定書において明らかであること。

## (4) 設計共同体の協定書

設計共同体の協定書が、「建設コンサルタント業務における設計共同体の取扱いについて」（平成10年12月10日付け建設省厚契発第54号、建設省技調発第236号、建設省営建発第65号）の別紙1に示された「設計共同体協定書」によるものであること。

## 5 一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体の取扱い

4(1)の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体も2及び3により申請をすることができる。この場合において、設計共同体としての資格が認定されるためには、4(1)の認定を受けていない構成員が4(1)の認定を受けることが必要である。また、この場合において、4(1)の認定を受けていない構成員が、当該業務に係る技術提案書の提出の時までに4(1)の認定を受けていないときは、設計共同体としての資格がないと認定する。

## 6 資格審査結果の通知

「競争参加資格認定通知書」により通知する。

## 7 資格の有効期間

6の設計共同体としての資格の有効期間は、設計共同体としての資格の認定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあつては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。

## 8 その他

(1) 設計共同体の名称は、「東京国立近代美術館フィルムセンター相模原分館収蔵庫増築設計業務・××設計共同体」とする。

(2) 当該業務に係る特定手続に参加するためには、技術提案書の提出の時に、設計共同体としての資格の認定を受け、かつ、当該業務の「簡易公募型プロポーザル方式に係る手続の開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く）」に示すところにより技術提案書の提出者として選定されていなければならない。